

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	健康福祉部 長寿課	
契約締結年月日	令和8年4月1日	
業 務 名	給食サービス事業	
業 務 の 概 要	心身の障がい及び傷病等の理由により食事の調理が困難な高齢者に昼食の配食サービスを実施し、併せて安否確認を行う。	
契約金額(税抜)	単価278円(予定金額3,363,800円) ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	株式会社 クリップコーポレーション 宅配クック1・2・3 名北・守山店 合資会社 うかい まごころ弁当 瀬戸店 まごころ弁当 尾張旭店 TGサービス株式会社	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	本事業は、昼食の配食と併せて心身の機能低下から日常生活に支障がある高齢者の見守りも兼ねており、給食に必要な調理設備はもとより配食の体制があり、当該地区において事業可能で、かつ実績のある事業者が他にいないため。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉部 長寿課 です。